

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表 (08-32)
令和8年9月2日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室
賃金室長 藤川 康廣
賃金指導官 小野山 隆紀
(代表電話) 026(223)0555

長野県最低賃金が改正されます

～10月2日から時間額**1,117**円に～

初の1100円台

- 1 長野労働局長(木村 ^{きむら さとし} 聡)は、長野地方最低賃金審議会(会長:山本 ^{やまもと きょうこ} 恭子)から答申を受け、長野県最低賃金を56円引き上げて時間額1,117円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。長野県最低賃金は、令和8年10月2日から時間額1,117円に引き上げられることになります。
- 2 今後、長野労働局では、改正後の長野県最低賃金の周知と履行確保に努めてまいります。

また、賃金引上げに向けた支援策として、中小企業・小規模事業者向けの「業務改善助成金」をはじめとする各種助成金等の周知と利活用促進に取り組んでまいります。

【改正までの経過】

- ① 7月3日 長野労働局長から長野地方最低賃金審議会に改正諮問
- ② 8月6日 長野地方最低賃金審議会から長野労働局長に56円引上げを答申
- ③ 8月24日 異議申出に対する調査審議を経て、長野県最低賃金改正を決定
- ④ 9月2日(本日) 官報公示(10月2日から効力発生)

※明日9月3日(木)13:30から、長野県社会保険労務士会事務所(長野市中御所1丁目16-11鈴正ビル3階)にて、長野労働局長が長野県社会保険労務士会会長へ、業務改善助成金の利用促進に係る周知及び活用支援への協力について、緊急要請を行う予定です。

【取材可(事前に賃金室へご連絡ください)】